

(目的)

**第1条** この要綱は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号。以下「法」という。）第11条の規定に基づく森林環境税の免除に関する事務の取扱いについて定め、運用の公正を期することを目的とする。

(免除対象税額)

**第2条** 免除の額は、免除申請書の提出があった日（区長が必要があると認める場合は、免除を受けようとする事由が発生した日）以後に納期限が到来する免除申請日の属する年度における森林環境税の額に相当する額とする。

(法第11条第1号に係る免除)

**第3条** 法第11条第1号に基づく免除は、次に掲げる者に対してすることができるものとする。

- (1) 災害（震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害をいう。以下同じ。）により死亡した者
- (2) 災害により障害者（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第10号に規定する障害者をいう。以下同じ。）となった者
- (3) 災害により自己（同一生計配偶者又は扶養親族を含む。以下同じ。）の所有に係る住宅又は家財について受けた損害の金額（保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を除く。以下同じ。）がその住宅又は家財の価格の10分の3以上である者（災害により自己の所有に係る住宅につきこれと同程度の損害を受けたことについて災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第90条の2第1項に規定する罹(り)災証明書（以下「罹災証明書」という。）により確認することができる者を含む。）で、前年中の合計所得金額が750万円以下であるもののうち、次の表に定めるもの

前年合計所得金額	損害の金額が住宅又は家財の価格の10分の3以上10分の5未満（罹災証明書における住宅の被害の程度が中規模半壊又は大規模半壊に相当するとき）	損害の金額が住宅又は家財の価格の10分の5以上（罹災証明書における住宅の被害の程度が全壊に相当するとき）
----------	---	--

500万円以下	免除	免除
500万円を超え750万円以下		免除

2 前項第3号において、罹災証明書における住宅の被害の程度により免除の可否の判定する場合は、保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額は除かず、住宅の被害の程度のみによって判定するものとする。

(法第11条第2号に係る免除)

**第4条** 法第11条第2号に基づく免除は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助（同法第18条第2項の規定により行われる同法第11条第1項第8号に掲げる葬祭扶助を除く。）を受けている者に対してすることができるものとする。

(法第11条第3号に係る免除)

**第5条** 法第11条第3号に基づく免除は、次に掲げる者に対してすることができるものとする。

- (1) 失業又は廃業により、その年の合計所得金額の見込額が前年中の合計所得金額に比して著しく減少し、基準生計費（生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号）別表第1に規定する生活扶助における第1類の表及び第2類の表に定める額、別表第2に規定する教育扶助並びに別表第3に規定する住宅扶助の金額を年間合計額に換算した額をいう。以下同じ。）以下となったことで、生活が著しく困難な状態と認められ、前年中の合計所得金額が750万円以下である者
- (2) 森林環境税の納税義務者の責めに帰すべき事由によらずに、失業又は廃業以外の事由により、その年の合計所得金額の見込額が前年中の合計所得金額に比して著しく減少し、基準生計費以下となったことで、生活が著しく困難な状態と認められ、前年中の合計所得金額が750万円以下である者
- (3) 申請日の属する年の合計所得金額の見込額から自己に係る医療費の支出額（保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を除く。）を減じた額が基準生計費以下となったことで、生活が著しく困難な状態と認められる者
- (4) 申請日の属する年の合計所得金額の見込額から自己が所有する資産に受けた盗難等による損害の金額を減じた額が基準生計費以下となったことで、生活が著しく困難な状態と認められる者

2 前項各号に掲げる者に該当するか否かの判定について、納税義務者の他の収入等の状況を勘案した上で、客観的かつ総合的な見地から免除の可否判断を行うものとする。

(決定と通知)

**第6条** 免除の申請書を受理した場合は、速やかに免除の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

(免除の取消)

**第7条** 免除した後、申請者の申請に虚偽等の不正行為があったことが判明した場合は、当該免除処分を取消することができる。

#### 附 則

この要綱は、令和7年3月31日から施行する。